

久喜市上下水道事業運営審議会 第2回資料

－適正な下水道使用料について－

令和8年9月29日（火）

久喜市上下水道部

上下水道事業運営審議会スケジュール（予定）

■ 審議会の開催予定

	R 8. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 9. 1月	2月	3月
審議会（下水道）					●	●	●			●		
審議会（水道）					●			●	●	●		

開催日	審議内容等
第1回（令和8年8月21日（金））	・委員の委嘱、会長の選任、諮問書の交付 ・審議会の進め方について ・下水道事業の概要、経営状況、収支予測、使用料水準 ・水道事業の概要と現状
第2回（9月29日（火））	・【下水道】公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について
第3回（10月23日（金））	
第4回（11月11日（水））	・【水道】経営戦略及び水道使用料について
第5回（12月15日（火））	
第6回（令和9年1月8日（金））	・答申書の交付

目次

1.適正な使用料の検討

- (1) 前回の振り返り
- (2) 適正な使用料水準 (案)
- (3) 適正な使用料体系 (案)

2.使用料改定案

- (1) 使用料改定パターン (案)

目次

1.適正な使用料の検討

(1) 前回の振り返り

(2) 適正な使用料水準 (案)

(3) 適正な使用料体系 (案)

2.使用料改定案

(1) 使用料改定パターン (案)

①各種人口・水洗化率の将来予測

公共・農集

1.適正な使用料の検討
(1) 前回の振り返り

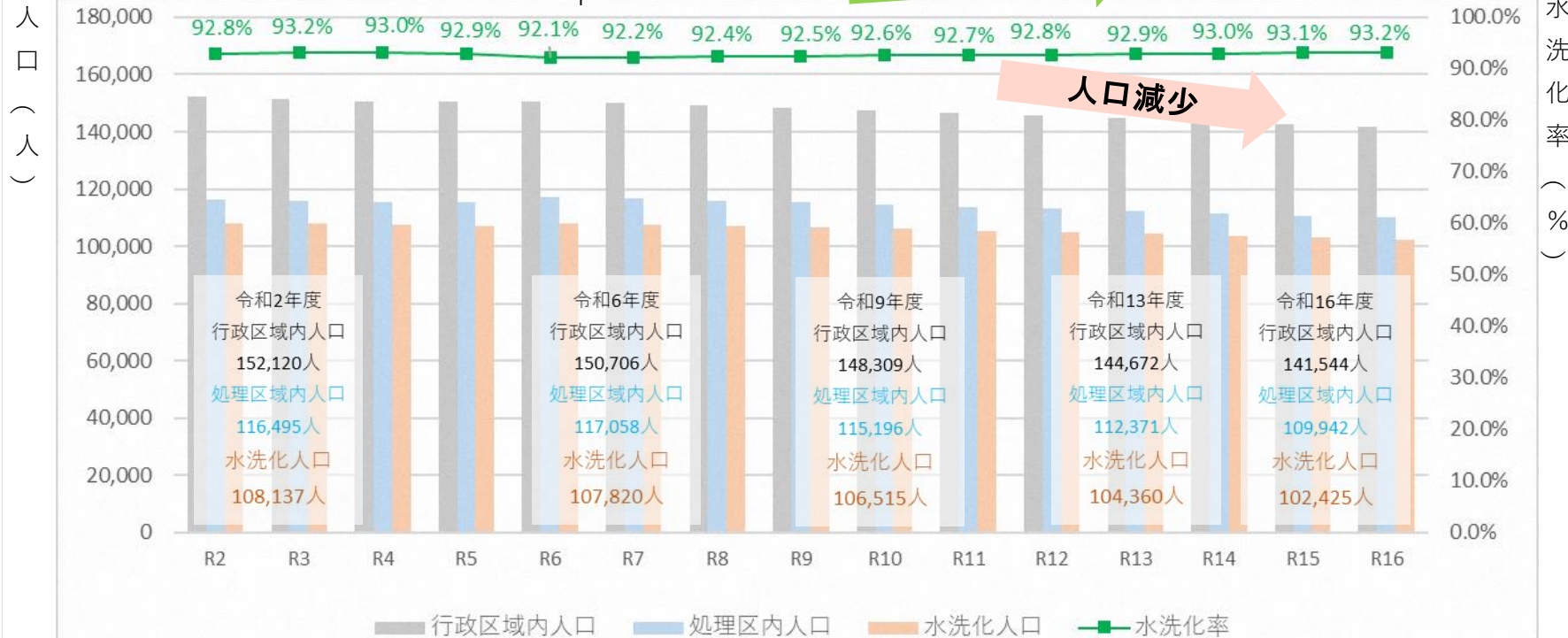
公共下水道、農業集落排水への未接続者に対する普及啓発活動により、
水洗化率は向上していく見通し。
ただし、行政人口全体の減少に伴い、水洗化人口は減少する見通し。

行政区域内人口・処理区域内人口・水洗化人口

実績 推計

水洗化率向上

人口減少



水洗化率 (R6→R16)
92.1%→93.2% (+1.1ポイント)

行政区域内人口 (R6→R16)
15.1万人→14.2万人 (△0.9万人)

処理区域内人口 (R6→R16)
11.7万人→11.0万人 (△0.7万人)

水洗化人口 (R6→R16)
10.8万人→10.2万人 (△0.6万人)

人口は久喜市水道事業行政人口
を基礎として算出

②経費回収率の将来予測

公共下水道事業

1.適正な使用料の検討 (1) 前回の振り返り

- 人口減少等により、**使用料収入は減少**。
- 物価等の上昇や流域下水道維持管理負担金(※)の単価改定により、**汚水処理費は大きく増加**。
- 結果として、**経費回収率は低下**。

使用料収入・汚水処理費・経費回収率



使用料収入 (R6→R16)
12.6億円→11.3億円 (△1.3億円)

汚水処理費 (R6→R16)
17.5億円→20.6億円 (+3.1億円)

経費回収率 (R6→R16)
72.4%→57.3% (△15.1ポイント)

※ 流域下水道維持管理負担金：本市で発生する汚水を、埼玉県が管理する古利根川水循環センターで処理するために、埼玉県に支払う費用

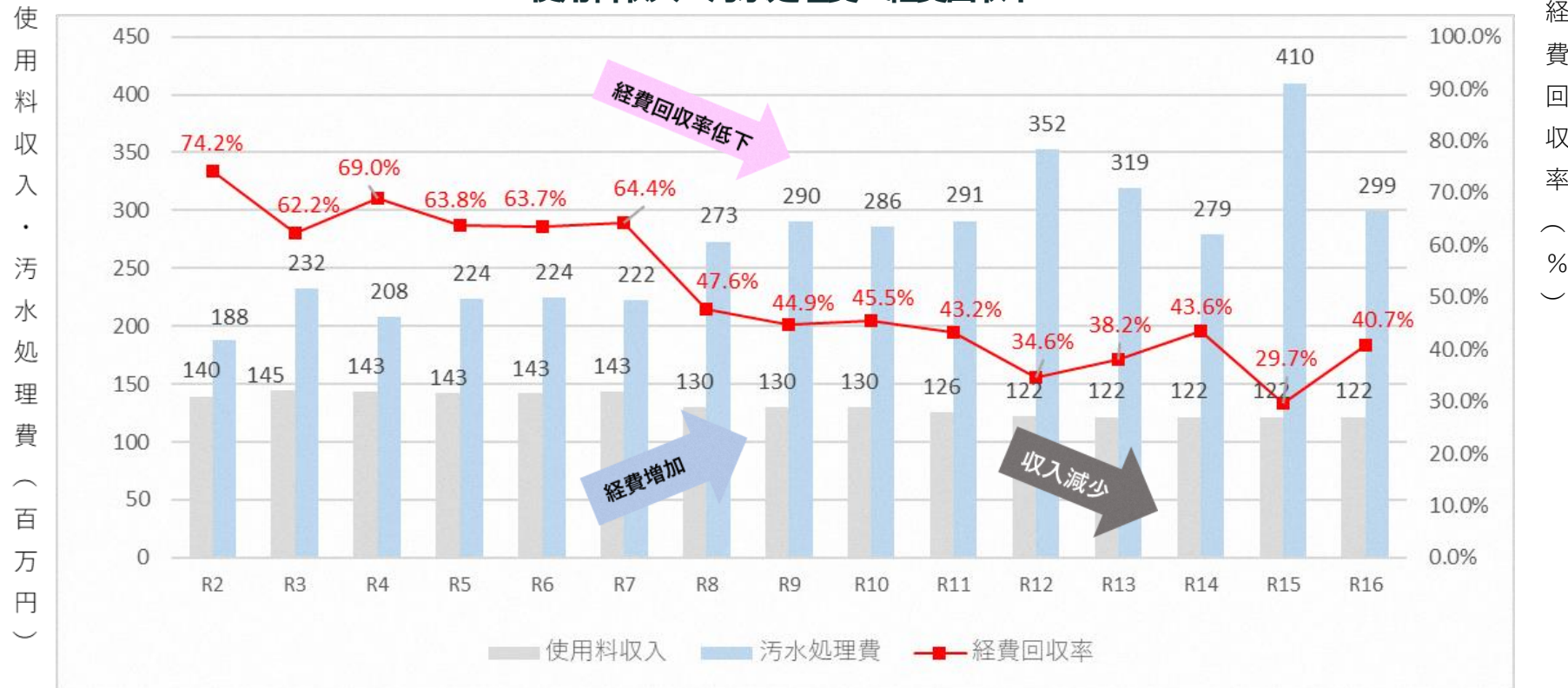
③経費回収率の将来予測

農業集落排水事業

1.適正な使用料の検討 (1) 前回の振り返り

- 人口減少等により、**使用料収入は減少**。
- 物価等の上昇や改修工事増加等により**汚水処理費は大きく増加**。
- 結果として、**経費回収率は低下**。

使用料収入・汚水処理費・経費回収率



使用料収入 (R6→R16)
1.4億円→1.2億円 (△0.2億円)

汚水処理費 (R6→R16)
2.2億円→3.0億円 (+0.8億円)

経費回収率 (R6→R16)
63.7%→40.7% (△23.0ポイント)

④久喜市下水道事業の課題

投資状況	下水道施設の老朽化に伴う<u>将来の更新費用の確保</u> ・<u>公共下水道</u>: 令和16年度には、布設後50年を経過する污水管が約102km(全体の約20%)となる見込み。加えて、6か所の污水ポンプ場の更新費用の確保が必要。 ・<u>農業集落排水</u>: 50年を経過する管路はないものの、15か所の処理施設を保有しており、将来の更新費用の確保が必要。
財政状況	①<u>使用料収入の減少</u> 人口減少や節水機器の普及により、水洗化人口や使用水量が減少し、使用料収入も減少する見込み。 ②<u>污水处理費用の増加</u> 物価上昇や埼玉県古利根川流域下水道維持管理負担金の改定により、経営努力を継続的に行なっても污水处理費用は増加する見込み。 ③<u>経費回収率の低迷</u> 上記①②といったことを要因に、使用料収入だけでは污水处理費用を賄えず、将来の施設更新に必要な資金の確保が難しい状況。 ④<u>収入不足分を一般会計からの繰入金で補填</u> 不足する費用は、使用者以外も負担する税金(一般会計からの基準外繰入金)に依存し、補填している状況。

➡ 引き続き経営改善は行いますが、
持続的・安定的な下水道事業運営のためには、使用料の適正化が必要と考えます。

⑤現行使用料（公共下水道）

下水道使用料の概要（平成25年4月1日改定）

- 二部使用料制（基本使用料（※1）と従量使用料（※2））
- 基本水量制（※3）（10m³まで）
- 1か月20m³あたり1,700円（税抜）
- 隔月徴収

種 別	汚 水 ・ 従 量 別		金 額（税 抜）
一般排水	基本使用料	10m ³ まで	800円
	従量使用料	10m ³ を超え 30m ³ までの分	90円
		30m ³ を超え 50m ³ までの分	110円
		50m ³ を超え 200m ³ までの分	120円
		200m ³ を超え 1,000m ³ までの分	150円
		1,000m ³ を超える分	180円

※1 基本使用料：汚水排出量の有無に係わりなく賦課されるもの。

※2 従量使用料：汚水排出量の多寡に応じて、水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるもの。

※3 基本水量制：基本料金のなかに一定の使用水量までを含む賦課方式。

⑥現行使用料（農業集落排水）

下水道使用料の概要（平成25年4月1日改定）

- 二部使用料制（基本使用料（※1）と人数割使用料（※2））
- 1か月 3人世帯 3,380円（税抜）
- 隔月徴収

基本使用料等		金額（税抜）
基本使用料	1世帯あたり	2,000円
人数割	1人あたり	460円

※1 基本使用料：污水排出量の有無に係わりなく賦課されるもの。

※2 人数割使用料：污水排出量に関わりなく、1世帯に人数に応じて、算定し賦課されるもの。

⑦適正な使用料水準・体系の作成方針 ～まとめ～

適正な使用料への見直しを実施するために

【共通】

- ・本市の状況に見合った使用料を検討。
- ・二部使用料制を継続したうえで、基本使用料のあり方を検証。
- ・現行の使用料体系を維持しつつ、特定の使用者層に過度に依存しないよう留意。

【公共下水道】

- ・費用負担の公平性の観点から、基本水量制の解消を検討。

【農業集落排水】

- ・人数制から従量制への変更を検討。

目次

1.適正な使用料の検討

(1) 前回の振り返り

(2) 適正な使用料水準 (案)

(3) 適正な使用料体系 (案)

2.使用料改定案

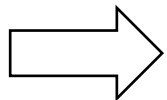
(1) 使用料改定パターン (案)

①使用料算定期間

使用料算定期間とは、下水道使用料の対象経費を積算する期間。

- 日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。
- 長期の期間設定では、有収水量や物価変動等の予測の確実性を失うこととなる。
- このため、一般的には3～5年の期間設定が適当であるとされている。

出典:「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」公益社団法人日本下水道協会



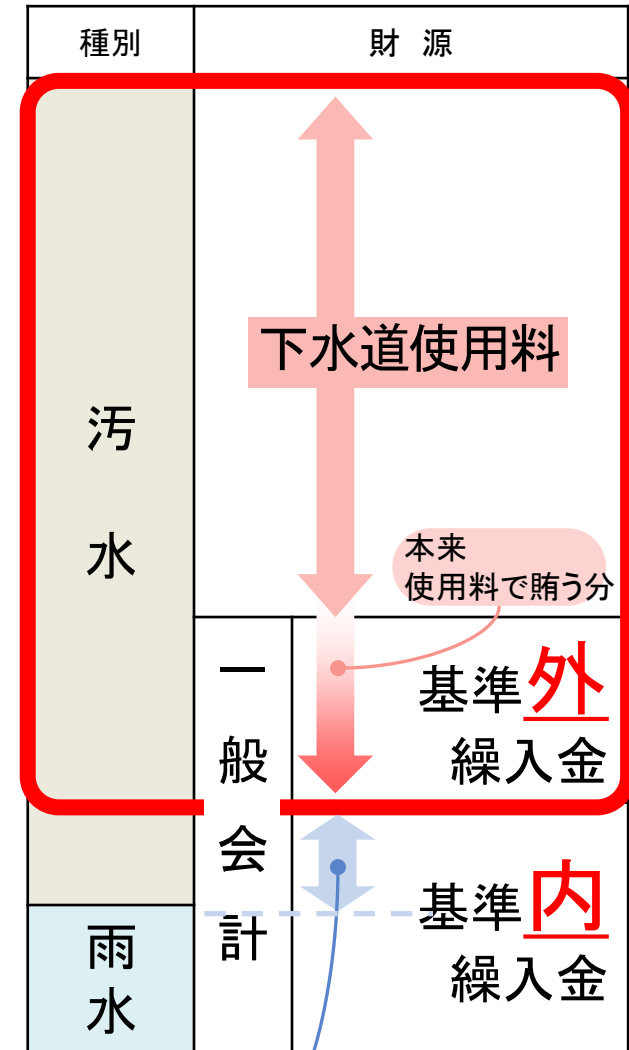
前回、前々回の使用料算定時と同じく、算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間と設定。

②使用料対象経費の算定

使用料で賄う経費 (「第5次下水道財政研究委員会の提言」に基づく経費負担区分による)

- 下水道事業は、「独立採算の原則」に基づき、その事業にともなう収入によってその経費を賄うこととされています。
- ただし、一部の経費については、その相当額を一般会計が負担する(繰り入れる)こととされており、この繰入金を「基準内繰入金」といいます。
- したがって、下水道使用料で賄うべき経費は、下水道事業に係る経費の総額から、「基準内繰入金」を除いた部分(右図赤枠部分)となります。
- なお、本市は経費回収率が100%を下回るため、収入不足の部分を「基準外繰入金」で穴埋めすることで、収支のバランスをとっています。

使用料で賄う経費のイメージ



③使用料対象経費の推計方法

使用料算定期間における使用料対象経費は、以下のとおり推計を実施。

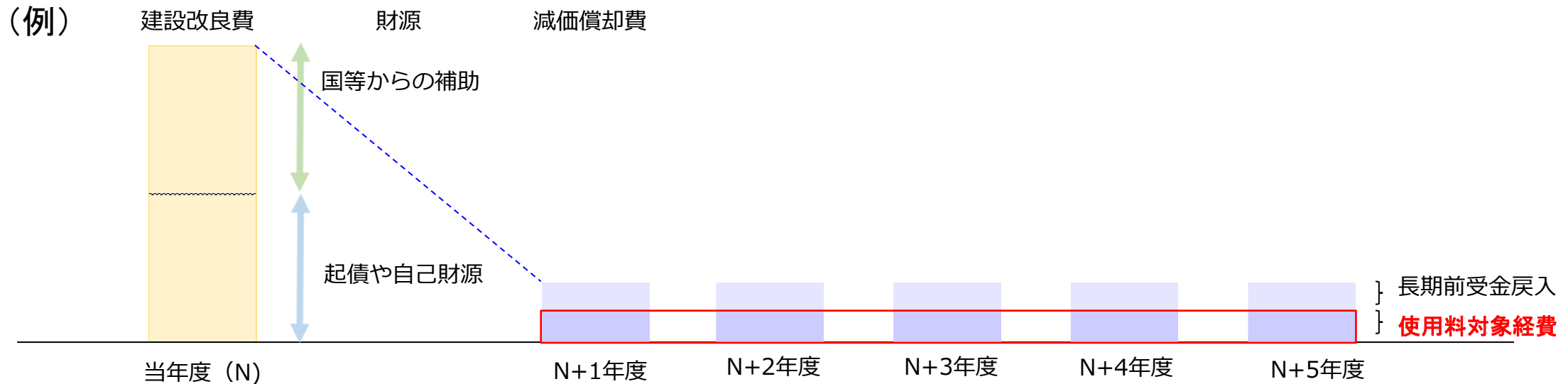
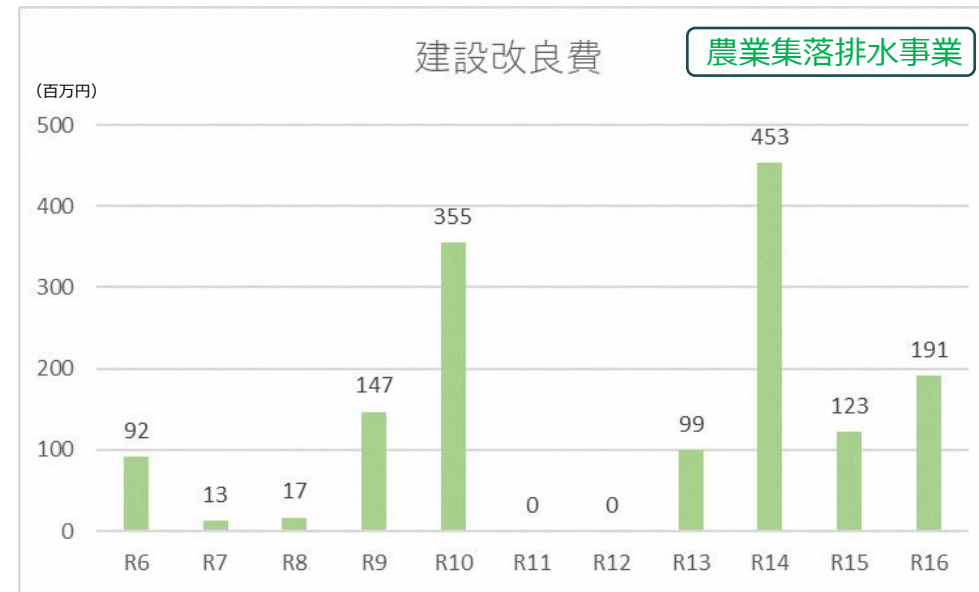
維持管理費：下水道施設を日常的に運転・維持するための費用

修繕費	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10 年間（H27～R6）の国土交通省「建設工事費デフレータ（下水道）」の前年度比増減率の 平均値（2.57%）を乗じて算出。
動力費	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10 年間（H27～R6）の総務省「消費者物価指数（エネルギー）」の増減率の平均値（1.34%）を乗じて算出。
委託料	今後10年間（R 7 ～R16）の市の委託料計画額に過去10 年間（H27～R6）の国土交通省「設計業務委託等技術者単価（設計業務）」の増減率の平均値（3.53%）を乗じて算出。
職員給与費	下水道部局職員 1 人あたりの平均給与費に、職員数と上昇率（過去10 年間（H27～R6）の人事院勧告「行政職俸給表（一）の平均年間給与」の増減率の平均値（1.09%））を乗じて算出。
流域下水道維持管理負担金	R 8 年度までは82円/m ³ 、R 9 年度以降は149円/m ³ として算出し、汚水分のみを計上。
その他	過去5年間（R2～R6）決算額平均値に直近10 年間の総務省「消費者物価指数（総合）」の増減率の平均値（1.11%）を乗じて算出。

資本費：下水道施設を整備・建設するために要した資本に係る費用

企業債等利息	借り入れた企業債利息の予定額を計上。
減価償却費	現有資産に係る予定額及び取得予定資産に係る推計額を計上。
長期前受金戻入	過去5年間（R2～R6）決算額おける減価償却費に占める長期前受金戻入の割合の平均値を、各年度の減価償却費に乗じて算出。

④建設改良費と財源



⑤使用料収入と汚水処理費の推計

公共下水道事業

				使用料算定期間							
区分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
有収水量 (m³)	11,643,900	11,546,755	11,535,964	11,438,900	11,347,092	11,292,666	11,236,026	11,140,371	11,046,976	10,955,635	10,865,804
使用料収入(千円)	1,263,598	1,256,695	1,255,521	1,244,957	1,234,965	1,229,041	1,222,877	1,212,466	1,202,302	1,192,361	1,182,584
使用料単価 (円/m³)	108.5	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8
汚水処理費(千円)	2,426,911	2,437,931	2,534,647	3,364,508	3,448,656	3,540,506	3,610,278	3,668,328	3,709,602	3,743,653	3,769,005
維持管理費	1,245,727	1,302,243	1,337,796	2,071,350	2,065,730	2,070,580	2,065,622	2,071,911	2,059,234	2,060,909	2,062,226
修繕費	19,049	22,698	23,281	23,879	24,493	25,123	25,768	26,430	27,110	27,806	28,521
動力費	12,429	11,694	11,851	12,010	12,171	12,334	12,499	12,667	12,836	13,008	13,183
委託料	197,602	201,147	235,666	221,217	227,089	237,925	239,246	257,509	256,435	269,367	281,695
職員給与費	90,715	106,464	107,624	108,797	109,983	111,182	112,394	113,619	114,857	116,109	117,375
流域下水道維持管理負担金	869,821	931,385	930,518	1,676,591	1,663,137	1,655,161	1,646,859	1,632,830	1,619,140	1,605,762	1,592,596
その他	56,111	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856	28,856
資本費	1,181,184	1,135,687	1,196,851	1,293,158	1,382,926	1,469,927	1,544,656	1,596,416	1,650,368	1,682,744	1,706,779
企業債等利息	131,415	162,862	203,545	275,930	339,509	404,513	465,148	513,238	551,981	580,722	605,628
減価償却費	1,597,569	1,496,655	1,528,163	1,564,965	1,605,257	1,639,098	1,660,782	1,666,427	1,689,827	1,695,420	1,694,079
長期前受金戻入	547,800	523,829	534,857	547,738	561,840	573,684	581,274	583,250	591,439	593,397	592,928
汚水処理原価 (円/m³)	208.4	211.1	219.7	294.1	303.9	313.5	321.3	329.3	335.8	341.7	346.9
基準内繰入金(※)(千円)	681,646	705,918	804,253	1,293,158	1,382,926	1,469,927	1,544,656	1,596,416	1,650,368	1,682,744	1,706,779
使用料対象経費(千円)	1,745,265	1,732,013	1,730,394	2,071,350	2,065,730	2,070,580	2,065,622	2,071,911	2,059,234	2,060,909	2,062,226
経費回収率	72.4%	72.6%	72.6%	60.1%	59.8%	59.4%	59.2%	58.5%	58.4%	57.9%	57.3%

※基準内繰入金：分流式下水道等に要する経費等、国が認める繰出基準により公費で負担すべきもの

⑥使用料収入と汚水処理費の推計

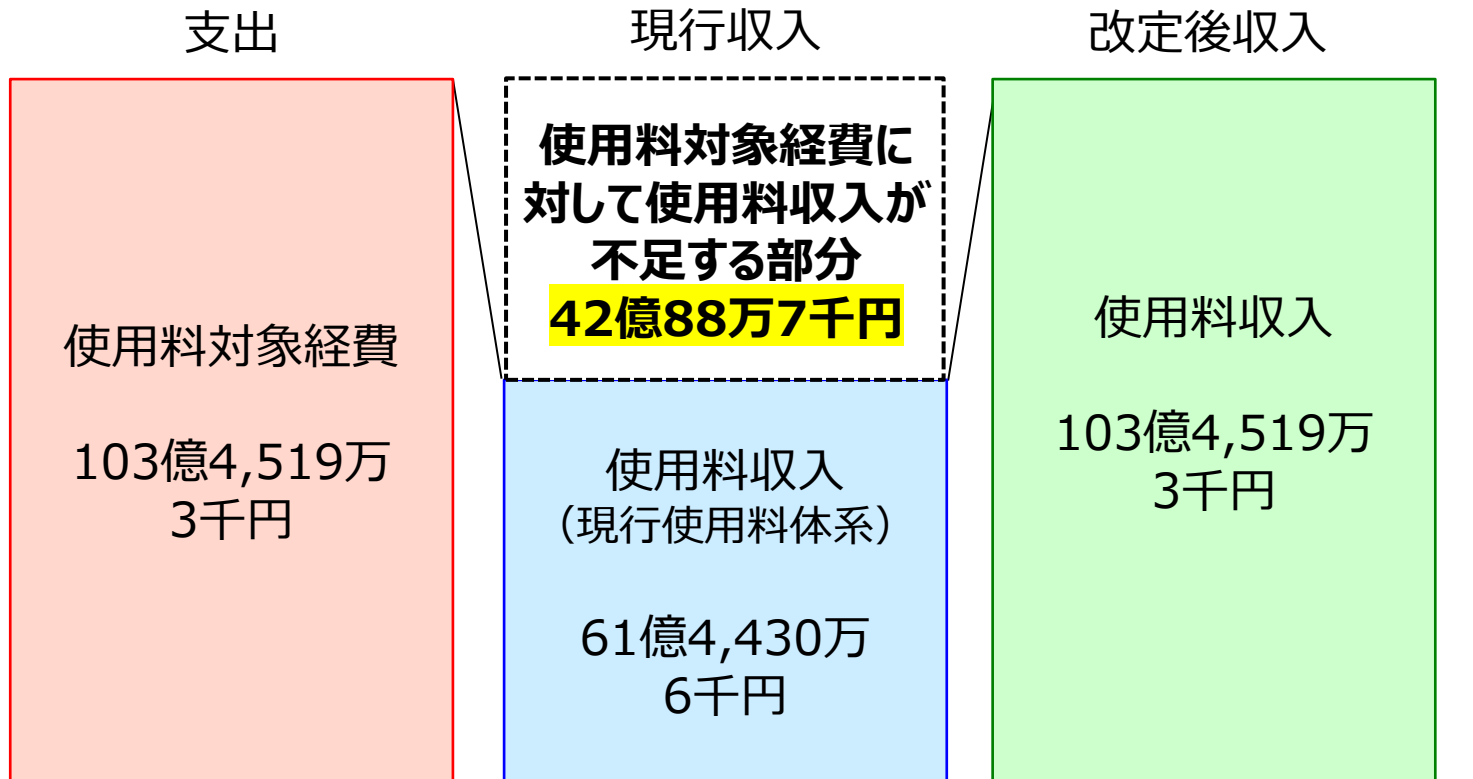
農業集落排水事業

				使用料算定期間							
区分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
有収水量 (m³)	1,046,969	1,025,463	927,410	921,737	916,099	877,256	843,901	837,674	831,457	825,260	819,175
使用料収入(千円)	142,751	142,918	130,023	130,052	130,076	125,531	121,732	121,711	121,694	121,679	121,670
使用料単価 (円/m³)	136.3	139.4	140.2	141.1	142.0	143.1	144.2	145.3	146.4	147.4	148.5
汚水処理費(千円)	428,732	428,186	465,506	480,998	479,556	489,257	546,746	511,291	471,223	612,251	503,462
維持管理費	224,206	222,029	272,942	289,922	286,058	290,750	352,319	318,916	278,990	410,087	298,788
修繕費	16,771	22,498	23,077	23,670	24,278	24,902	25,542	26,198	26,872	27,562	28,270
動力費	48,670	47,918	48,560	49,210	49,870	50,538	51,215	51,902	52,597	53,302	54,016
委託料	132,392	118,200	164,358	144,741	137,394	177,177	161,569	163,177	160,169	208,030	176,314
職員給与費	14,173	16,379	16,558	16,738	16,920	17,105	17,291	17,480	17,670	17,863	18,058
薬品費	1,884	1,860	1,880	1,901	1,922	1,944	1,965	1,987	2,009	2,031	2,054
その他	10,316	15,175	18,510	53,662	55,674	19,084	94,736	58,173	19,673	101,298	20,076
資本費	204,526	206,157	192,564	191,076	193,498	198,507	194,428	192,375	192,234	202,165	204,674
企業債等利息	42,354	48,346	47,066	45,107	44,264	47,320	45,657	43,604	42,635	48,378	48,279
減価償却費	305,947	305,915	281,773	282,697	289,099	292,930	288,190	288,190	289,814	298,025	303,140
長期前受金戻入	143,775	148,105	136,275	136,728	139,865	141,742	139,420	139,420	140,215	144,239	146,745
汚水処理原価 (円/m³)	409.5	417.6	501.9	521.8	523.5	557.7	647.9	610.4	566.7	741.9	614.6
基準内繰入金(※)(千円)	204,527	206,157	192,564	191,076	193,498	198,507	194,428	192,375	192,234	202,165	204,674
使用料対象経費(千円)	224,205	222,029	272,942	289,922	286,058	290,750	352,319	318,916	278,990	410,087	298,788
経費回収率	63.7%	64.4%	47.6%	44.9%	45.5%	43.2%	34.6%	38.2%	43.6%	29.7%	40.7%

※基準内繰入金：分流式下水道等に要する経費等、国が認める繰出基準により公費で負担すべきもの

⑦収支不足と使用料改定率の検討

公共下水道事業



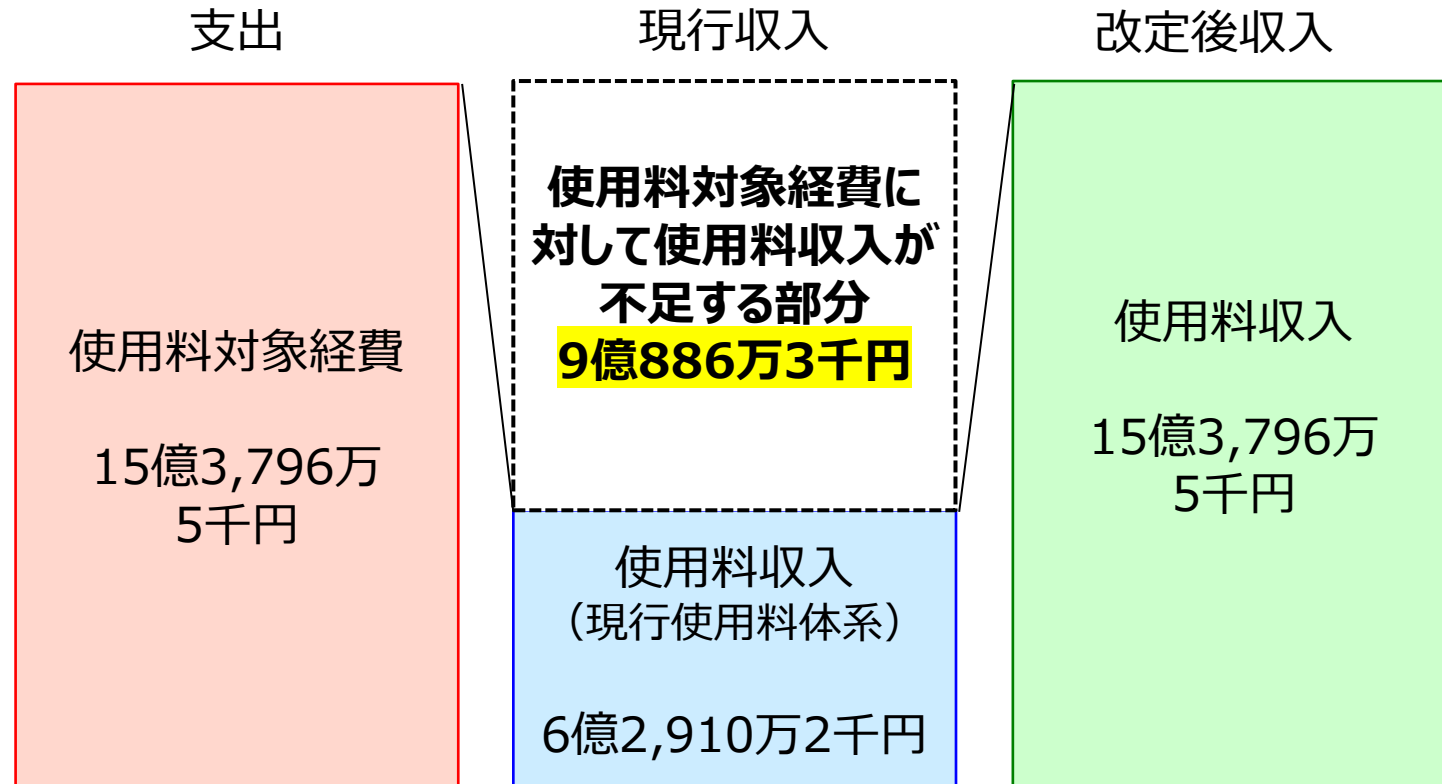
→使用料の不足額42億88万7千円を解消する
(経費回収率100%とする) には、下水道使用料を
103億4,519万3千円 (+42億88万7千円) 確保
する必要がある。

(改定前使用料収入) 61億4,430万6千円
(改定後使用料収入) 103億4,519万3千円
= 1.6837... ⇒ **68.4%以上の改定が必要**

※算定期間 5 年間 (R9~R13) の総額

⑧収支不足と使用料改定率の検討

農業集落排水事業



→使用料の不足額9億886万3千円を解消する
(経費回収率100%とする) には、下水道使用料を
15億3,796万4千円 (+ 9億886万3千円) 確保
する必要がある。

(改定前使用料収入) 6億2,910万2千円
(改定後使用料収入) 15億3,796万5千円
= 2.444... ⇒ **145%以上の改定が必要**

※算定期間 5 年間 (R9~R13) の総額

⑨使用料水準の設定

公共下水道事業

●使用料対象経費をすべて使用料収入で賄うためには、現在の使用料収入を約1.7倍増とする改定が必要となるが、昨今の物価高騰に加えて一般家庭や事業経営に更なる負担を強いることとなる。

●「久喜市下水道事業中期経営計画(経営戦略)」(令和5年3月改定)に記載された「経費回収率の向上に向けたロードマップ」において、令和9年度の具体的取組として、下水道使用料の見直し、経費回収率90.0%以上を目標として掲げている。
⇒ロードマップの目標を達成できない場合、国からの社会資本整備総合交付金の配分に影響がある。

⇒ 以上のことから、経費回収率90%以上の使用料水準を目指す。

⑩使用料水準の設定

農業集落排水事業

- 使用料対象経費をすべて使用料収入で賄うためには、現在の使用料収入を約2.45倍増とする改定が必要となるが、昨今の物価高騰に加えて一般家庭や事業経営に更なる負担を強いることとなる。
- 農業集落排水の使用料単価(R6:136.3円/m³)は、公共下水道の使用料単価(R6:108.5円/m³)に対し高く、もともと使用者の負担が大きい。
- 「久喜市下水道事業中期経営計画(経営戦略)」(令和5年3月改定)においては、目標とする経費回収率は定められておらず、**人数制から従量制への変更について検討が必要**としている。

⇒ 以上のことから、人数制から従量制に変更することを検討し、一般的とされる**3人家庭の使用料(税抜3,380円)**と、**1世帯20m³使用した際の使用料が同等となるような使用料水準**を目指す。

目次

1.適正な使用料の検討

(1) 前回の振り返り

(2) 適正な使用料水準 (案)

(3) 適正な使用料体系 (案)

2.使用料改定案

(1) 使用料改定パターン (案)

①基本水量制について

公共下水道事業

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、**解消させていくことが望ましい**。

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」



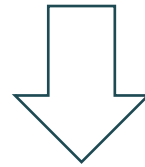
基本水量制を廃止する。

②基本水量制について

農業集落排水事業

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、**解消させていくことが望ましい**。

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」



農業集落排水においては、現行でも基本水量制を用いていないため、今後も用いないこととする。

③基本使用料について

公共下水道事業

今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、**使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。**

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」

使用料算定期間（R9～R13）の使用料対象経費の合計10,345,192千円の固定費と変動費の内訳。

- ・ **固定費**（汚水処理水量の増減に関わらず一定額発生する費用）⇒ 4,979,563千円
- ・ **変動費**（汚水処理水量の増減と共に変動する費用）⇒ 5,365,629千円

固定費は使用水量に関係ない費用であるので、**基本使用料で賄うことが妥当。**

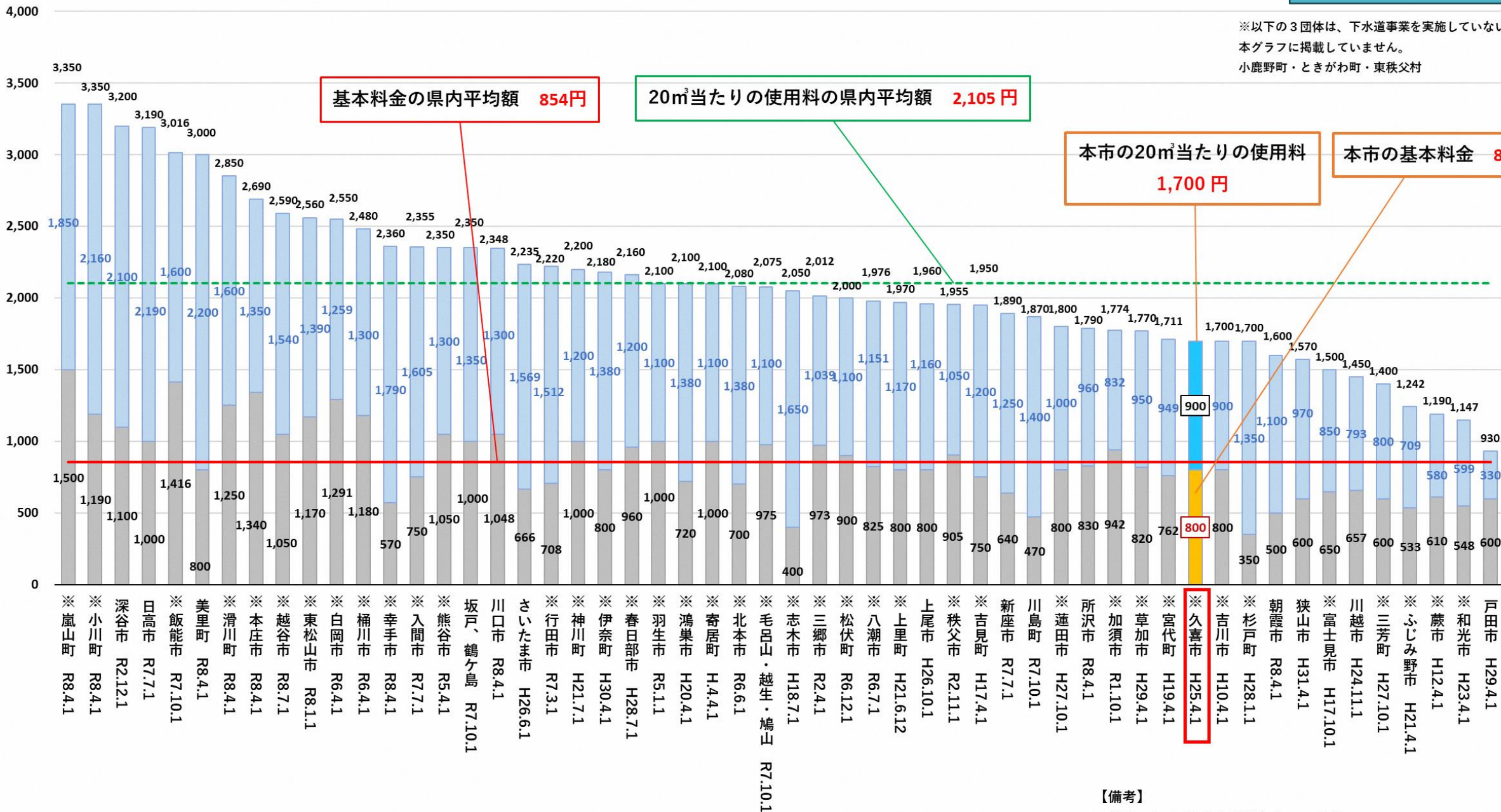
4,979,563千円（固定費）/2,815,643件（調定件数）= 1,769円

⇒ 使用料算定期間の基本使用料は1,700～1,800円/件程度が理想。

⇒ **小口利用者への影響を鑑み、基本使用料を1,200円から1,400円程度とするパターンで検証を行う。**

（円、税抜）

※以下の3団体は、下水道事業を実施していないため、
本グラフに掲載していません。
小鹿野町・ときがわ町・東秩父村



基本料金 従量料金 基本料金平均 20m³当たりの使用料平均

【備考】

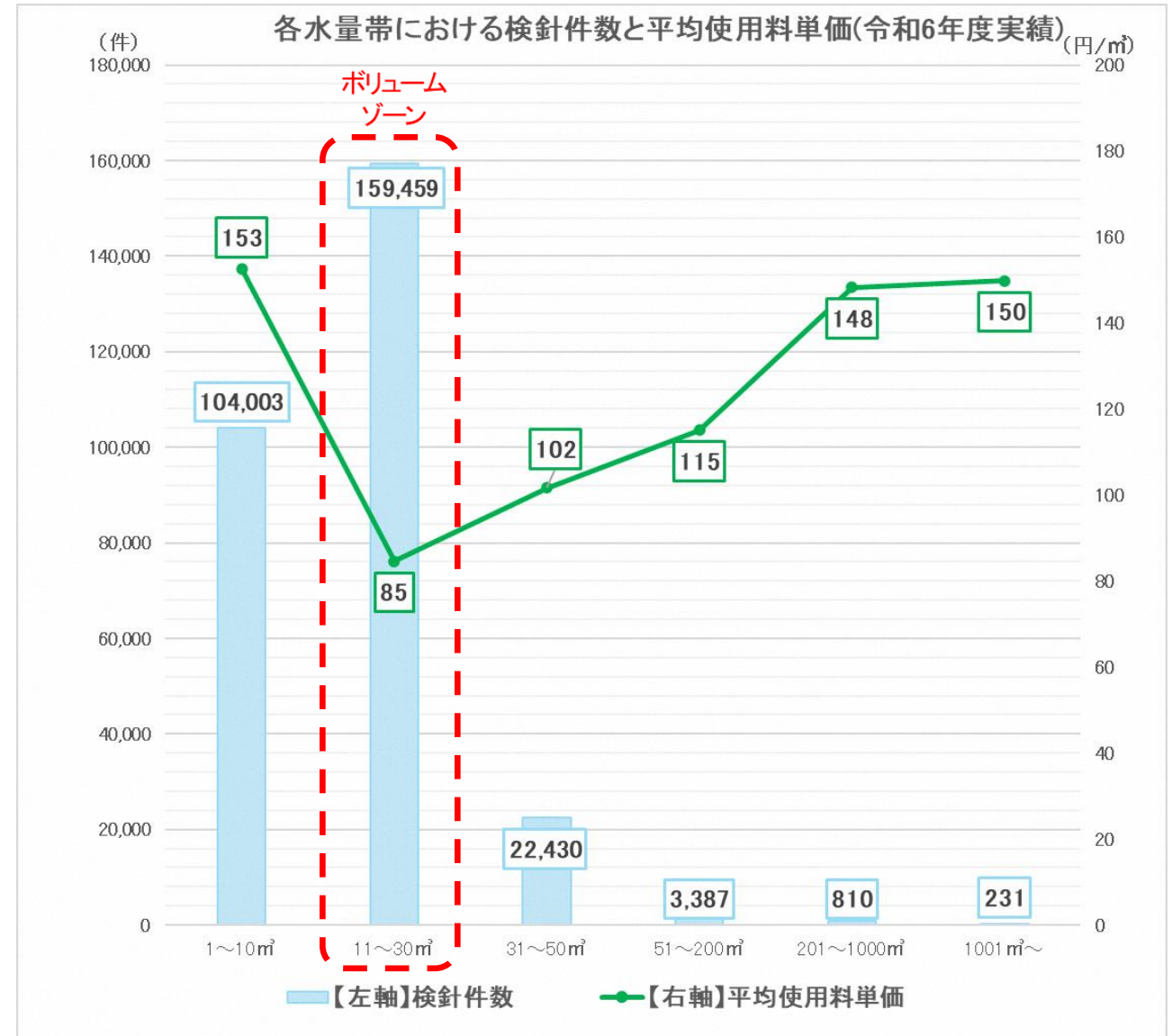
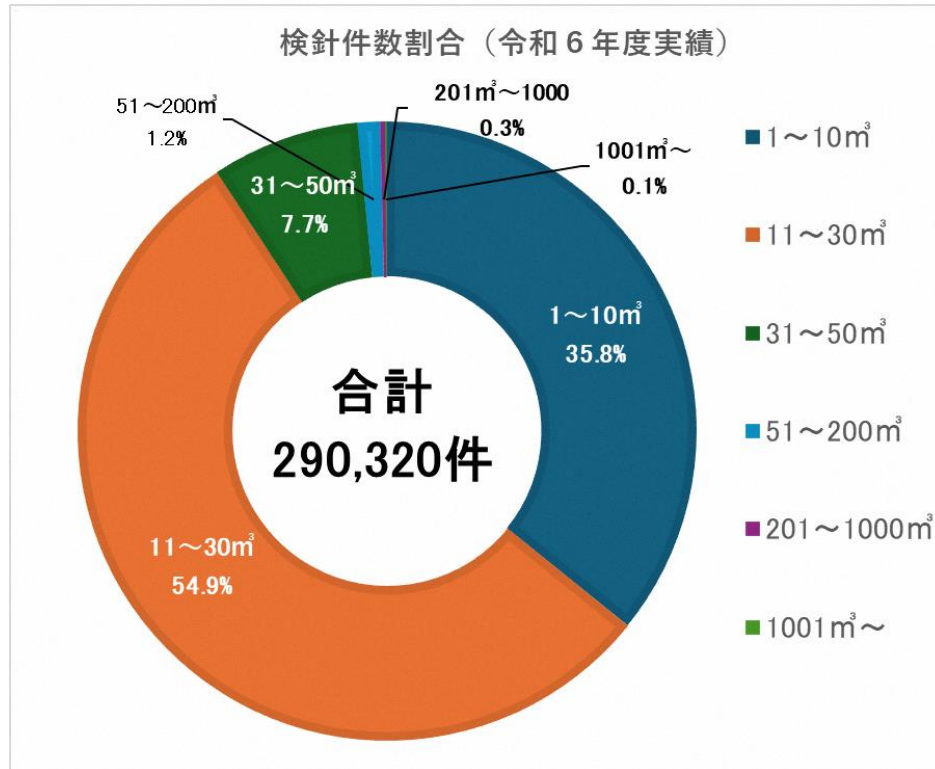
- ・令和8年7月時点を基準としています。
- ・基本水量制が採用されている場合は、団体名の前に「※」を付しています。

令和7年4月以降 令和8年7月までに使用料改定を実施した県内団体(18団体)

	団体名	改定年月日	改定前 20㎡あたり使用料（税抜）	改定後 20㎡あたり使用料（税抜）	改定率
1	小川町	令和8.4.1	2,191円	3,350円	52.9%
2	嵐山町	令和8.4.1	2,300円	3,350円	45.7%
3	日高市	令和7.7.1	2,510円	3,190円	27.1%
4	飯能市	令和7.10.1	2,460円	3,016円	22.6%
5	美里町	令和8.4.1	2,660円	3,000円	12.8%
6	滑川町	令和8.4.1	2,300円	2,850円	23.9%
7	本庄市	令和8.4.1	2,570円	2,690円	4.7%
8	越谷市	令和8.7.1	2,340円	2,590円	10.7%
9	東松山市	令和8.1.1	1,850円	2,560円	38.4%
10	幸手市	令和8.4.1	1,450円	2,360円	62.8%
11	入間市	令和7.7.1	1,650円	2,355円	42.7%
12	坂戸、鶴ヶ島	令和7.10.1	2,130円	2,350円	10.3%
13	川口市	令和8.4.1	1,816円	2,348円	29.3%
14	毛呂山・越生・鳩山	令和7.10.1	1,750円	2,075円	18.6%
15	新座市	令和7.7.1	1,490円	1,890円	26.8%
16	川島町	令和7.10.1	1,400円	1,870円	33.6%
17	所沢市	令和8.4.1	1,490円	1,790円	20.1%
18	朝霞市	令和8.4.1	1,050円	1,600円	52.4%

④使用水量ごとの使用者の割合 (令和6年度)

公共下水道事業



⑤基本使用料について

農業集落排水事業

今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、**使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。**

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」

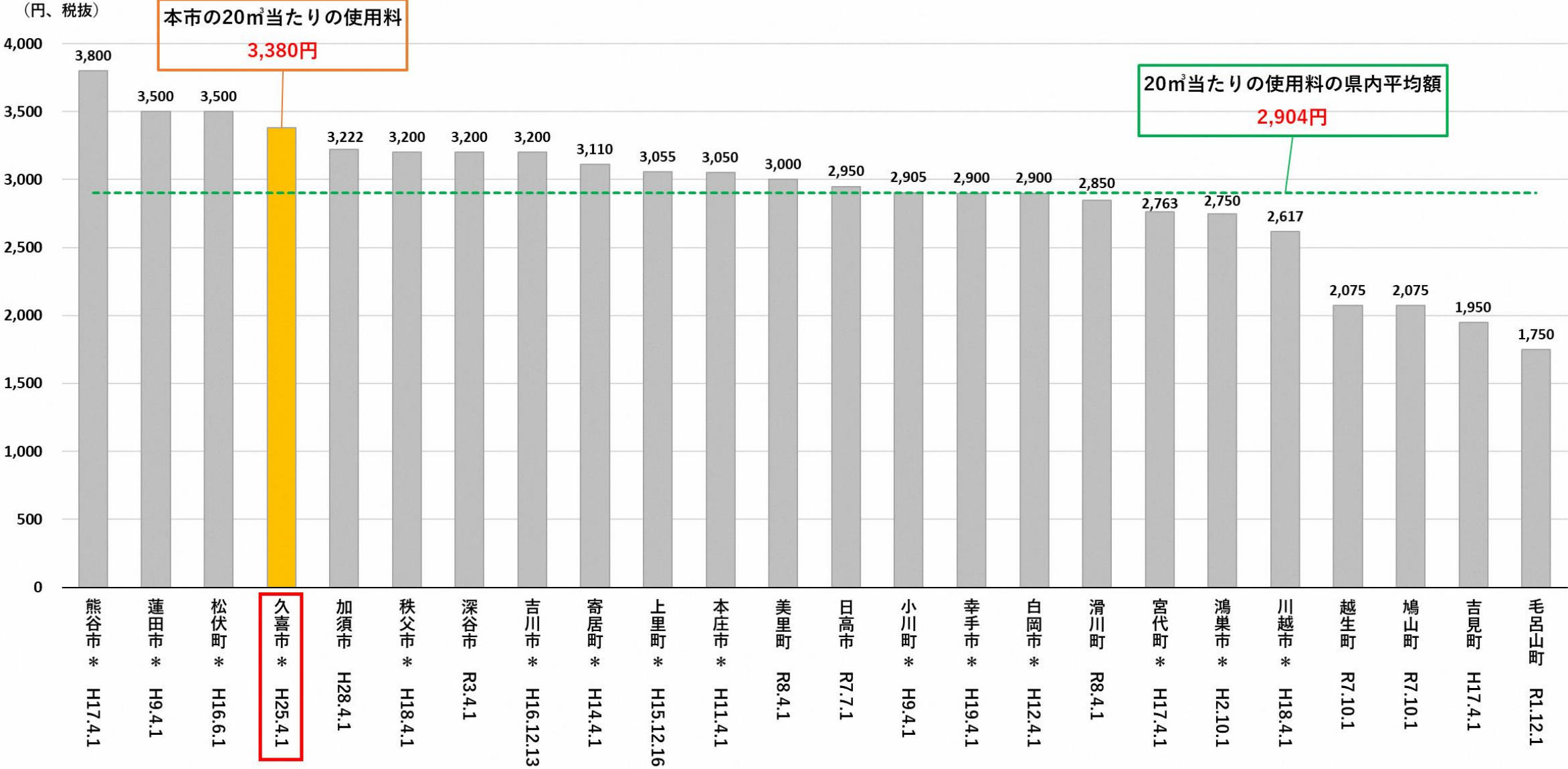
使用料算定期間（R9～R13）の使用料対象経費の合計1,537,964千円の固定費と変動費の内訳。

- ・ **固定費**（汚水処理水量の増減に関わらず一定額発生する費用）⇒ 929,168千円
- ・ **変動費**（汚水処理水量の増減と共に変動する費用）⇒ 608,796千円

固定費は使用水量に関係ない費用であるので、**基本使用料で賄うことが妥当。**

929,168千円（固定費）/200,596件（調定件数）=4,632円

- ⇒ 使用料算定期間の基本使用料は4,600円/件程度が理想。
- ⇒ **現状でも公共下水道と比較して基本使用料が高額であることから、基本使用料は現行の金額2,000円を据え置く。**



■ R8.7.1時点20㎡当たりの使用料

--- 20㎡当たりの使用料平均

人数制を採用している団体は、決算統計の例により、20㎡＝3人世帯として算出している。

【備考】

- ・令和8年7月時点を基準としています。
- ・人数加算制が採用されている場合は、団体名の後に「*」を付しています。

令和7年4月以降 令和8年7月までに使用料改定を実施した県内団体(5団体)

	団体名	改定年月日	改定前 20m ³ あたり使用料（税抜）	改定後 20m ³ あたり使用料（税抜）	改定率
1	美里町	令和8.4.1	2,660円	3,000円	12.8%
2	日高市	令和7.7.1	2,510円	2,950円	17.5%
3	滑川町	令和8.4.1	2,300円	2,850円	23.9%
4	越生町	令和7.10.1	1,750円	2,075円	18.6%
5	鳩山町	令和7.10.1	1,750円	2,075円	18.6%

⑥人数制から従量制への変更について

農業集落排水事業

現行の「基本使用料 + 1人あたりの単価」を解消し、「**基本使用料 + 1 m³あたりの単価**」で設定する。

また、本市における農業集落排水は、主として生活排水を対象とし、使用水量の分布も比較的限定的であることから、使用者間の負担の公平性も考慮し、使用量の多寡によって単価を変える累進制は設けず、基本使用料と一律の従量使用料による料金体系とする。

1世帯1月あたりの使用料の計算

【現行】

基本使用料 (2,000円) + 1人あたりの単価 (460円) × 世帯の人数

【改定案】

基本使用料 + 1 m³あたりの単価 × 使用水量

目次

1.適正な使用料の検討

- (1) 前回の振り返り
- (2) 適正な使用料水準 (案)
- (3) 適正な使用料体系 (案)

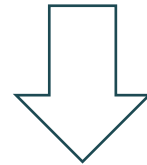
2.使用料改定案

- (1) 使用料改定パターン (案)

①目標達成の時期

公共下水道事業

経費回収率の目標達成時期をどのタイミングとするか。



人口減少等による使用料収入の減少、物価高騰や老朽化による污水处理費の増加等により経費回収率は後年度ほど低下する見込みであることから、**使用料算定期間の最終年度(令和13年度)において、目標を達成していることが望ましい。**

②使用料改定パターン

公共下水道事業

- 基本水量制を解消
- 基本使用料の割合を高める
- 各従量区分の改定率は同程度とする
- 経費回収率90%以上

- ・目標達成を令和13年度とし、経費回収率をどのラインにするかで、
3つのパターンを設定

	令和13年度の経費回収率		
	90%	95%	100%
基本使用料 1, 200円	パターン1		
基本使用料 1, 270円		パターン2	
基本使用料 1, 340円			パターン3

③具体的な使用料改定パターン

公共下水道事業

現行

	(千円)									
現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,244,957	1,234,965	1,229,041	1,222,877	1,212,466	1,202,302	1,192,361	1,182,584
経費回収率	72.6%	72.6%	60.1%	59.8%	59.4%	59.2%	58.5%	58.4%	57.9%	57.3%

	5㎥/月の金額	10㎥/月の金額	20㎥/月の金額	30㎥/月の金額
現行	800 円/月	800 円/月	1,700 円/月	2,600 円/月

現行	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (㎥)	至 (㎥)		
基本使用料	-	-	800	-
従量使用料	0	10	0	-
	11	30	90	-
	31	50	110	-
	51	200	120	-
	201	1,000	150	-
	1,001		180	-

パターン1：基本使用料を1,200円とし、R13年度に経費回収率90%を達成する

	(千円)									
パターン1	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,589,505	1,908,051	1,898,900	1,889,375	1,873,290	1,857,585	1,842,226	1,827,122
経費回収率	72.6%	72.6%	76.7%	92.4%	91.7%	91.5%	90.4%	90.2%	89.4%	88.6%

	5㎥/月の金額	10㎥/月の金額	20㎥/月の金額	30㎥/月の金額
改定後	1,250 円/月	1,300 円/月	2,660 円/月	4,020 円/月
改定率	56.3 %	62.5 %	56.5 %	54.6 %

使用料収入における改定率

54.5%

パターン1	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (㎥)	至 (㎥)		
基本使用料	-	-	1200	50.0%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	136	51.1%
	31	50	166	50.9%
	51	200	181	50.8%
	201	1000	227	51.3%
	1001		272	51.1%

③具体的な使用料改定パターン

公共下水道事業

パターン2：基本使用料を1,270円とし、R13年度に経費回収率95%を達成する

(千円)										
パターン2	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,641,183	2,010,577	2,000,934	1,990,900	1,973,950	1,957,400	1,941,217	1,925,300
経費回収率	72.6%	72.6%	79.2%	97.3%	96.6%	96.4%	95.3%	95.1%	94.2%	93.4%

使用料収入における改定率
62.8%

	5m ³ /月の金額	10m ³ /月の金額	20m ³ /月の金額	30m ³ /月の金額
改定後	1,320 円/月	1,370 円/月	2,800 円/月	4,230 円/月
改定率	65.0 %	71.3 %	64.7 %	62.7 %

パターン2	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m ³)	至 (m ³)		
基本使用料	-	-	1270	58.8%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	143	58.9%
	31	50	175	59.1%
	51	200	191	59.2%
	201	1000	239	59.3%
	1001		287	59.4%

パターン3：基本使用料を1,340円とし、R13年度に経費回収率100%を達成する

(千円)										
パターン3	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,696,215	2,119,758	2,109,590	2,099,011	2,081,141	2,063,692	2,046,632	2,029,848
経費回収率	72.6%	72.6%	81.9%	102.6%	101.9%	101.6%	100.4%	100.2%	99.3%	98.4%

使用料収入における改定率
71.6%

	5m ³ /月の金額	10m ³ /月の金額	20m ³ /月の金額	30m ³ /月の金額
改定後	1,390 円/月	1,440 円/月	2,950 円/月	4,460 円/月
改定率	73.8 %	80.0 %	73.5 %	71.5 %

パターン3	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m ³)	至 (m ³)		
基本使用料	-	-	1340	67.5%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	151	67.8%
	31	50	185	68.2%
	51	200	202	68.3%
	201	1000	252	68.0%
	1001		303	68.3%

※金額は税抜

④改定率まとめ

公共下水道事業

2.使用料改定案 (1) 使用料改定パターン (案)

公共下水道（基本水量制を廃止し、1～10m ³ の単価を設定）		改定率	20m ³ 使用時の使用料（税抜）
現行	基本使用料＝800円、1～10m ³ ＝基本使用料に含む、11～30m ³ ＝90円/m ³ 、 31～50m ³ ＝110円/m ³ 、51～200m ³ ＝120円/m ³ 、201～1,000m ³ ＝150円/m ³ 、 1,000m ³ 超＝180円/m ³	—	1,700円/月
パターン1	R13年度に経費回収率90％を達成し、基本使用料を1,200円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝50.0％ 従量使用料＝平均51％程度 使用料収入における改定率＝54.5％	2,660円/月
パターン2	R13年度に経費回収率95％を達成し、基本使用料を1,270円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝58.8％ 従量使用料＝約59％ 使用料収入における改定率＝62.8％	2,800円/月
パターン3	R13年度に経費回収率100％を達成し、基本使用料を1,340円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝67.5％ 従量使用料＝約68％程度 使用料収入における改定率＝71.6％	2,950円/月

⑤使用料改定パターン

農業集落排水事業

本市における一般的な3人家庭の使用料（税抜3,380円）と、1世帯20m³使用した場合の使用料が同等になるような使用料水準を目指す。

3人世帯1月あたりの使用料（現行の人数制の場合）

$$\text{基本使用料（2,000円）} + \text{1人あたりの単価（460円）} \times \text{世帯の人数（3人）} \\ = \underline{3,380\text{円}}$$

1月あたり20m³使用した際の使用料（従量制にした場合）

$$\text{基本使用料（2,000円）} + \text{1 m}^3\text{あたりの単価（69円）} \times \text{使用水量（20m}^3\text{）} \\ = \underline{3,380\text{円}}$$

⑤使用料改定パターン 農業集落排水事業

現行(人数制)

(千円)

現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	142,918	130,023	130,052	130,076	125,531	121,732	121,711	121,694	121,679	121,670
経費回収率	64.4%	47.6%	44.9%	45.5%	43.2%	34.6%	38.2%	43.6%	29.7%	40.7%
この期間の収入平均は124,762千円になる⇒								124,762		
この期間の回収率は40.3%になる⇒								40.3%		

使用料区画		金額 (円)
基本使用料	1世帯あたり	2,000
人数割	1人あたり	460

1世帯(3人) /月の金額
3,380 円/月

20m³/月の使用料が、現行の3人家庭の使用料3,380円と同等になるようする(従量制)

(千円)

①	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	142,918	130,023	142,786	154,596	148,041	142,412	141,362	140,313	139,267	138,240
経費回収率	64.4%	47.6%	53.7%	54.0%	50.9%	40.4%	44.3%	50.3%	34.0%	46.3%
この期間の収入平均は146,603千円になる⇒								146,603		
この期間の回収率は47.4%になる⇒								47.4%		

使用料区画		金額 (円)
基本使用料		2,000
従量使用料	1 m ³ あたり	69

20m³/月の金額
3,380 円/月

⑥ 現行維持 農業集落排水事業

現行の使用料(人数制)を維持する ※使用料改定をしない

(千円)

現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	142,918	130,023	130,052	130,076	125,531	121,732	121,711	121,694	121,679	121,670
経費回収率	64.4%	47.6%	44.9%	45.5%	43.2%	34.6%	38.2%	43.6%	29.7%	40.7%

この期間の収入平均は124,762千円になる⇒

この期間の回収率は40.3%になる⇒

使用料区画		金額 (円)
基本使用料	1世帯あたり	2,000
人数割	1人あたり	460

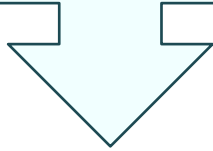
1世帯 (3人) /月の金額
3,380 円/月

- ・ 公共下水道の1世帯20m³使用時の使用料1,700円に対し、農業集落排水では1世帯3人の使用料3,380円と、公共下水道の約2倍の使用料負担となっている。
- ・ 経費回収率は下降傾向にあるものの、使用料算定期間における使用料収入規模では公共下水道の約10%であることから、下水道事業全体の経営に与える影響は比較的少ない。
- ・ 使用料改定した場合、システム改修費等のコストがかかる。
- ・ 令和32年度までに下栢間・小林以外の地区は公共下水道に移管される予定。

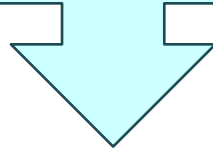
⇒以上のことを考慮し、**現行の使用料水準・体系(人数制)を維持し、次回算定時に再検討する。**

次回審議会（10月23日（金）14時～）の予定（案）

公共下水道及び農業集落排水の
使用料改定パターンの検討



使用料改定パターンの決定



答申案（下水道分）の取りまとめ